

令和8年度ロボット実装促進センター ロボット開発支援事業 募 集 要 項

ロボット実装促進センター運営事務局

1. 事業目的

「ロボット実装促進センター」では、物流／介護・医療／農林水産／インフラ／犯罪対策など県民生活に不可欠な分野で、生活支援ロボットを活用した社会課題の解決や市場ニーズを踏まえた新たなサービスの提供を推進します。

本募集では、3年以内の実用化（令和11年3月31日まで）、そして、神奈川県内でのロボットの実装が見込めかつ斬新な、「AIを活用したロボット開発プロジェクト」および「介護ロボット・介護ICT機器の開発プロジェクト」を全国から募集します。

※対象となるロボットについて

- 本事業が対象とする「ロボット」には、生活支援ロボット（サービスロボット）本体だけでなく、ロボットとIoT関連製品・サービスが一体となったソリューションを含みます。
- 本事業では工場の製造ラインで活用される産業用ロボットを除く生活支援ロボット（サービスロボット）、介護テクノロジー利用の重点分野（※）および高齢者に対する介護予防に関する開発プロジェクトを対象に募集します。

※ 厚生労働省 | 介護テクノロジーの普及・開発の重点分野

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>

- 「AIを活用したロボット開発プロジェクト」の募集では、「①フィジカルAI枠」、「②AIを活用したロボット開発一般枠」の2枠を設けています。①では、フィジカルAI（※）を活用したロボット開発プロジェクトを募集します。また、②では①の内容を含むご提案を幅広く募集します（①の枠の応募者は、①と②の両方の枠にご応募いただくことが可能です（②の枠への併願も可能））。

※フィジカルAI：センサー等で読み取った情報をAIが分析し、判断した結果をもとに、物理空間で自ら動いて作業するAI

- 「介護ロボット・介護ICT機器の開発プロジェクト」の募集については、実体を伴うロボットの開発のみならず、介護ソフト等のシステムの開発も対象となります。
- 一般公道を走行する自動運転、自動走行、無人移動サービスについては、対象外とします。

- ドローンの開発については、別途募集している「ドローン開発支援事業 / ドローン実証実験支援事業」にご応募ください。

2. 事業の概要等

(1) 事業の概要

- 本事業は、3年以内の実用化（令和11年3月31日まで）、神奈川県内でのロボットの実装が見込める斬新な生活支援ロボットの開発プロジェクトを支援するものです。
- 本事業では、採択企業によるロボット開発のうち、原則、採択後県が事業の開始を認めた日から令和9年2月中旬までに行われ、令和9年2月19日（金）までに支払いが完了した開発に係る経費に対し、1プロジェクトあたり税込最大1,500万円まで支援します。

※経費支援に関する考え方については「別紙1」を参照してください。

※経費支援額の上限を超過し、より良い開発プロジェクトを提案していただいても構いません（超過分は応募者の負担）。

※本事業で採択企業が実施する開発プロジェクトに対する経費支援の額は、採択後に事務局が承認した「実施計画書」に記載された開発プロジェクトが完了し、その内容について事務局が「実施報告書」及び「経費精算資料」を通じて確認した上で最終決定するものとします。

(2) 採択企業との役割分担

- 本事業で採択されたロボット企業に求める取り組み、ロボット実装促進センターとの役割分担は以下の通りです。なお、記載のない事項については、都度、相談・協議の上、決めるものとします。

	ロボット企業	ロボット実装促進センター
募集・選定	✓ 応募申請書の作成	✓ 募集、審査の実施
準備	✓ 採択プロジェクトに関する実施計画書の作成（審査委員のコメントを踏まえた実施計画書の作成） ✓ 採択プロジェクトに関する経費計画書の作成	✓ 採択プロジェクトに関する実施計画書の確認・承認 ✓ 採択プロジェクトに関する経費計画書の確認・承認
開発	✓ 実施計画書に基づくロボット開発の実施	
	✓ 月に1～2回の進捗確認会議への出席、進捗報告資料の作成	✓ 進捗確認会議の開催、運営
	✓ 中間報告会（令和8年11月上旬に開催予定）への出席、進捗報告資料の作成 ＜関係者限り＞	✓ 中間報告会の開催、運営

	✓ 試作機の性能・動作検証の実施	✓ さがみロボット産業特区内における性能・動作検証の機会の提供支援
	✓ 最終報告会（令和9年2月下旬に開催予定）への出席、報告資料の作成 ＜関係者限り＞	✓ 最終報告会の開催、運営
		✓ その他、開発成果の3年以内（令和11年3月31日まで）の実用化に向けた事業化支援（アドバイス等の実施）
実施結果の 取りまとめ	✓ 開発成果の報告書（実施報告書）の作成	✓ 開発成果の報告書（実施報告書）の確認・承認
	✓ 開発プロジェクトの実施結果に関する公表用資料の作成のための掲載コンテンツ（写真等）の提供	✓ 開発プロジェクトの実施結果に関する公表用資料の作成
	✓ 開発プロジェクトの実施結果に関する公表用資料の内容確認、	
	✓ 経費精算資料の作成	✓ 経費精算資料の確認・承認
	✓ 請求書の提出	✓ 請求金額の支払い
	✓ ロボット実装促進センターの令和8年度の成果発表イベントへの協力	✓ 成果発表イベントの開催、運営

3. 募集するロボット企業の概要

(1) 応募資格

応募者は、応募意思表明書の提出日において、次に掲げるすべての要件を満たす者であることとします。

また、複数事業者が共同で開発プロジェクトを企画し、応募することも差し支えありません。なお、複数事業者による共同提案の場合、応募プロジェクトを統括する者（幹事法人）が応募してください。

- 日本国内に住所を有し、国内法により設立された法人であること
（なお、開発プロジェクトの統括者（幹事法人）以外の共同事業者や再委託先の事業者が上記事項に該当しない場合も、応募することは可能です。）
- 神奈川県による指名停止期間中でないこと
- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- 会社更生法に係る更生手続きの申し立てや民事再生法に係る再生手続き開始の申し立てがなされていないこと
- 反社会的勢力又はそれに関わるものとの関与がないこと
- 法令等若しくは公序良俗に反していない、又は反するおそれがないこと
- 本事業で実施する開発プロジェクトと同一内容で、神奈川県、国や他地方公共団体から開発委託や開発補助等を受けていないこと
- 過去に神奈川県、国や他地方公共団体から委託や補助等を受けた事業で不正がない

こと

- ロボットの開発や実用化後の事業展開のなかで、応募者が神奈川県内に事務所又は事業所を有する中小企業との連携、あるいは神奈川県内に事務所又は事業所を有する中小企業の参画を計画していること（部品やソフトウェアについて、協業又は委託する場合は、県内中小企業に支払う金額をパワーポイントの「プロジェクト内容説明書」に記載すること。また、ロボット関連産業にこれまで参入していたかを聞き取り、本応募を通じて初めて参入する場合には、その点も「プロジェクト内容説明書」に記載すること。）。若しくは、ロボットの開発や実用化後の事業展開にあたり、応募者が神奈川県内に事務所又は事業所を有する中小企業との連携の意向を有し、神奈川県の各種事業を通じて神奈川県内に事務所又は事業所を有する中小企業とのマッチングを希望すること

※なお、応募者もしくは共同応募者が神奈川県内に事務所又は事業所を有する中小企業の場合、必ずしも上記の応募資格を満たしている必要はありません。

- ロボットの開発プロジェクトの実施能力を有する者であり、最後まで開発プロジェクトを完遂する意思があること
- 本事業におけるロボットの開発プロジェクトの終了後も、3年以内の実用化（令和11年3月31日まで）、神奈川県内での実装に向け取組を推進する意思があること
- 安全性に十分配慮したロボットを開発するプロジェクトであること。また、開発するロボットのデザインや機能は利用者に優しいものとし、想定するターゲットユーザーの使用に適さない機能及び違法性のある機器を開発するものではないこと
- 採択された場合、応募者名、応募プロジェクト名及びその概略を公表することに同意できること（複数の事業者等が共同で応募する場合には、すべての構成団体の名称を公表することに同意できることを応募資格とします）
- 本事業におけるロボットの開発プロジェクトの終了後、ロボット実装促進センターが作成する公表用の開発プロジェクトの実施結果に関する資料の作成に協力できること
- 本事業の期間中及び終了後にロボット実装促進センターが実施、開催する進捗確認会議、中間報告会、最終報告会、成果発表イベントなどの活動に協力できること
（成果発表イベントは広く参加を募り、ロボット開発プロジェクトの実施結果を公表予定。また、進捗会議・中間報告会・最終報告会には、県及びロボット実装促進センターのみが参加し、外部公開は行わない（なお、最終報告会には、「6. 審査方法」に記載の審査委員も参加を予定）。）
- 応募申請書の提出締め切りまでに、県の「ロボット企業交流拠点」の利用登録を行うこと

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/kyoten.html>

このほか、昨年度までに、「新型コロナウイルス感染症対策ロボット開発支援事業」または、「ロボット開発支援事業」に採択された同一企業が、当該事業において採択されたプロジェクトの類似プロジェクトを応募することはできません。

(2) 募集件数

- AI を活用したロボット開発プロジェクト：2件
(内訳)
 - ①フィジカル AI 枠：1 件
 - ②AI を活用したロボット開発一般枠：1 件
- 介護ロボット・介護 I C T 機器の開発プロジェクト：1 件

(上記①フィジカル AI 枠で応募する場合、②AI を活用したロボット開発一般枠への重複応募は可能ですが、それ以外について、同一企業の重複での応募はできません。応募者が、神奈川県事業「重点プロジェクト」として既に指定されている開発プロジェクトと同じ、または類する開発プロジェクトで本事業に対しても応募し、審査の結果、採択された場合、「重点プロジェクト」の指定は解除となります。)

4. スケジュール (予定)

(1) 募集～採択までの流れ

ロボット企業の募集～選定までのスケジュールは以下の通りです。

1	ロボット企業の募集の開始	令和8年5月26日(火)
2	事業説明会の開催 (オンライン開催) ※事業説明会の説明内容(動画)は、説明会開催日以降、ロボット実装促進センターのウェブサイトから閲覧いただけます。	令和8年6月4日(木) 16:00 - 17:00 令和8年6月12日(金) 16:00 - 17:00
3	応募意思表示の申請締切	令和8年6月26日(金) 17:00 まで(必着)
4	応募申請書の提出締切	令和8年6月30日(火) 17:00 まで(必着)
5	審査会	令和8年7月上旬(予定)
6	選定結果の通知	令和8年7月上旬(予定)

(2) 事業全体の流れ

事業全体のスケジュールは以下の通りです。なお、予定のため前後する可能性があります。

1	ロボット企業の採択	令和8年7月上旬(予定)
2	開発プロジェクトの実施計画書、経費計画書の作成	令和8年7月上旬～7月中旬
3	進捗確認会議の開催	採択決定後～令和9年2月中旬まで月 1,2 回

		の頻度で実施
4	中間報告会の開催	令和8年11月上旬に開催（予定）
5	試作機の性能・動作検証	令和9年1月中旬～2月上旬
6	成果の取りまとめ（実施報告書の提出）	～令和9年2月下旬
7	経費精算資料の提出	～令和9年2月下旬
8	成果報告会の開催	令和9年2月下旬に開催（予定）
9	ロボット実装促進センターの令和8年度事業の成果発表イベントの開催	令和9年3月中旬（予定）

5. 応募方法

（1）事業説明会

本募集に関する事業説明会（オンライン）を開催します。応募を検討されている場合は、必要に応じて参加をお願いします。説明会では、事業内容及び募集内容について説明、質疑応答を予定しています。

※事業説明会の説明内容（動画）は、説明会開催日以降、ロボット実装促進センターのウェブサイトから閲覧いただけます。

【開催日】

1回目：令和8年6月4日（木）16:00 - 17:00

2回目：令和8年6月12日（金）16:00 - 17:00

【開催形式】

オンライン開催（ZOOM）

※事前に参加登録をされた方に、事業説明会の URL をお送りいたします。

【事前参加登録】

説明会に参加を希望される方は、下記のウェブサイトから参加登録をお願いします。

https://murc-jimukyoku.smartcore.jp/knrobot_dev_briefing2026

※上記サイトはロボット実装促進センター事業運営受託者（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 株式会社）が管理する外部ウェブサイトになります。

（2）応募意思表示

応募を希望する方は、下記のウェブサイトから応募意思表示の申請をしてください。応募意思表示の申請後、応募申請書の提出先メールアドレスをお伝えします。応募意思表示の申請がない場合、応募は認められません。

【提出方法】

オンライン申請

https://murc-jimukyoku.smartcore.jp/knrobot_dev_entry2026

※上記サイトはロボット実装促進センター事業運営受託者（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 株式会社）が管理する外部ウェブサイトになります。

【提出期限】

令和 8 年 6 月 26 日（金）17:00 まで（必着）

（3）応募申請書

ウェブサイトに掲載している「プロジェクト内容説明書 作成要領」に基づき、所定の応募書類に必要事項を記入の上、応募意思表明の際にお送りしたメールアドレス宛に提出してください。

【提出書類】

応募申込書

様式 1_応募者の情報

様式 2_プロジェクト内容説明書

【提出期限】

令和 8 年 6 月 30 日（火）17:00 まで（必着）

【提出方法】

- ✓ 応募意思表明の際にお送りしたメールアドレス宛に、メールで提出してください。
お持ち込み、郵送は受け付けません。
- ✓ 提出いただく資料はすべて PDF 形式で提出いただき、1 ファイルあたりのファイルサイズは 10MB までとさせていただきます。
- ✓ 提出時のファイル名は「株式会社 XXX（申請者名）_応募申込書」「株式会社 XXX（申請者名）_様式 1_応募者の情報」「株式会社 XXX（申請者名）_様式 2_プロジェクト内容説明書」としてください。
- ✓ 提出時のメールの件名は「【ロボット開発プロジェクト応募】株式会社 XXX（申請者名）_mmdd（応募日付）」としてください。

<提出先>

ロボット実装促進センター運営事務局

6. 審査方法

- 次の評価基準に基づき、外部委員で構成する審査会で審査を行い、審査委員の合計得点が高い企業を選定します。
- 審査は、応募申請書及び応募者によるプレゼンテーションをもとに行います。プレゼンテーションは対面形式で行うことを予定しています。
- 審査会の開催は令和8年7月上旬を予定しています。開催日時等の詳細が決まり次第、応募申請書に記載の連絡先に連絡します。
- 審査会では応募申請書の内容に沿って説明をしていただき、審査委員からの質疑を行います。応募申請書以外の資料を用いて説明すること、応募者以外が説明することは不可とします。
- 「AIを活用したロボット開発プロジェクト（①フィジカルAI 枠、②AIを活用したロボット開発一般枠）」「介護ロボット・介護ICT機器の開発プロジェクト」それぞれで6者以上の応募があった場合、応募申請書による書面審査（予備審査）を行い、書面審査の通過者のみをプレゼンテーション審査の対象とします。

評価基準の項目 および配点（100点満点中）		審査の視点
1	社会への貢献度 [10点]	✓ 応募者が提案するプロジェクトを通じて実用化／事業化を目指すロボットあるいはロボットサービスは、神奈川県内の社会課題の解決に資するものであるか
2	市場性・成長性・競争優位性 [40点]	✓ 応募者が提案するプロジェクトを通じて実用化／事業化を目指すロボットあるいはロボットサービスは、ターゲットとする市場が明確であるか ✓ 実用化／事業化を目指すロボットあるいはロボットサービスはターゲットとする市場、顧客のニーズにマッチするか ✓ 実用化／事業化を目指すロボットあるいはロボットサービスがターゲットとする市場に成長可能性があるか ✓ 実用化／事業化を目指すロボットあるいはロボットサービスがターゲットとする市場において、応募者は一定のシェアの獲得が期待できるか ✓ 応募者が提案するプロジェクトを通じて実用化／事業化を目指すロボットあるいはロボットサービスに対し、競合企業、競合製品・サービスを具体的に認識できているか ✓ 応募者が提案するプロジェクトを通じて実用化／事業化を目指すロボットあるいはロボットサービスにおいて、競争優位性（製品・サービスとしての技術的な優位

		性、営業・販売に関するビジネスモデルとしての優位性)を確保する具体的・現実的な方策があるか
3	独自性・新規性 [10点]	✓ 応募者が提案するプロジェクトを通じて実用化／事業化を目指すロボットあるいはロボットサービスに、製品・サービスとして、また、事業・構想としての独自性・新規性が認められるか（現在市販されている類似用途のロボットと比較して、独自性・新規性があるか）
4	実現可能性 [20点]	✓ 応募者が提案する開発プロジェクトの実施スケジュール、実施体制、期間中の開発内容・目標は現実的か ✓ 応募者は3年以内の実用化（令和11年3月31日まで）に必要な知識、スキル、リソース、パートナーシップを有しているか ✓ 事業の実現に向けたハードルやリスクが洗い出されており、対応策が検討されているか
5	県内への波及効果 [20点]	✓ 応募者が提案するプロジェクトを通じて実用化／事業化を目指すロボットあるいはロボットサービスは、県内ロボット産業の底上げ、ロボット利活用社会の推進に資するものであるか ✓ 応募者が県内に本社を有する企業か ✓ 応募者が提案する開発プロジェクトあるいは事業化後の取組に、神奈川県内に事務所又は事業所を有する中小企業が参画する構想はあるか ✓ （現時点で明確な構想がない場合）現実的に、プロジェクトあるいは事業化後の取組に神奈川県内に事務所又は事業所を有する中小企業が関与できる可能性が認められるか ※「中小企業」とは、中小企業基本法第2条に定める中小企業者を指す。詳細は下記の中小企業庁のウェブサイトを参照。 https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html

7. 留意事項

- 応募に係る経費は応募者の負担とします。
- 提出された書類は、原則として返却しないものとします。
- 提出期限以降の応募書類の差し替え及び再提出は認めません。ただし、応募書類に軽微な不備があった場合については、別途、ロボット実装促進センターから修正・再提出を指示します。
- 次の場合には、審査対象外とさせていただきますので、予めご了承ください。
 (ア) 応募者が、法令等若しくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合

- (イ) 暴力団等反社会的勢力との関係を過去又は現在において有している場合
- (ウ) 応募内容に不備がある場合
- (エ) 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載・申告している場合
- (オ) 募集要項に定められた提出期限、提出方法及び提出先と適合しない場合
- 審査経過、審査結果に関するお問い合わせには応じられません。
- 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募書類は以下の取り扱いとします。
 - (ア) 氏名、住所、電話番号、その他の個人情報は「個人情報保護法」及びロボット実装促進センター運営事務局（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）の「個人情報保護方針」や「個人情報の取扱いについて」に従って適切に取り扱います。
 - ◇ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 個人情報保護方針
<https://www.murc.jp/corporate/privacy/>
 - ◇ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 個人情報の取扱いについて
<https://www.murc.jp/corporate/privacy02/>
 - (イ) 個人情報は、本事業の審査及び運営の目的に限って利用し、厳重に管理します。
 - (ウ) 個人情報は、神奈川県及びロボット実装促進センター運営事務局（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）が上記（イ）の目的の範囲内において共同利用します。また、法令等に基づく場合を除き、応募書類を通じて提出いただいた個人情報の取扱いを、本人の同意なく、神奈川県及びロボット実装促進センター運営事務局から第三者に提供することはありません。
 - (エ) 個人情報の開示、訂正、利用停止等若しくは利用目的の通知の請求、又は個人情報に関する苦情の申し出については、【9. お問い合わせ先】まで連絡してください。
- 本事業の実施にあたり、ロボット実装促進センター運営事務局と採択ロボット企業（幹事法人）との二者間で委託契約を締結させて頂き、同契約に基づき、ロボットの開発に係る経費の支払いを行います。支払いは幹事法人に行いますので、共同実施者等への支払いは幹事法人が適切に行ってください。なお、本契約書には、反社会的勢力又はそれに関わるものとの関与を排除すること及び反社会的勢力だった場合の契約解除について、規定します。
- 本事業の実施にあたり、ロボットの開発プロジェクトを通じて発生した、特許権、実用新案権、意匠権、商標権又はこれらの権利を受ける権利は、ロボット企業の帰属とします。
- 本事業におけるロボット開発プロジェクトの終了後、ロボット企業からロボット実装促進センターに提出いただく「実施報告書」の著作権（著作権法 27 条及び 28 条に定める権利を含む。）は神奈川県に帰属するものとします。ただし、ロボット企業がロボット実装促進センター運営事務局との契約締結以前から有していた著作物、又はロボット企業が本事業以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権はロボット企業に留保し、その使用权、改変権を神奈川県に許諾するものとします。

- 本事業の実施にあたり、採択ロボット企業が他の企業に委託を行う場合は、当該委託前に、事前の承認手続きが必要になります。

8. その他

昨年度実施したロボット開発支援事業とドローン開発／実証実験支援事業の成果を基に、「ロボット開発／ドローン開発／ドローン実証実験の事例集」を作成し、県ホームページで掲載しています。ご参考にご覧ください。

- ロボット導入サポートブック・事例集
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/jisso.html>

9. 問い合わせ先

本募集に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

ロボット実装促進センター運営事務局

（運営受託者：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）

電話：050 - 8892 - 3575 （ 10 時～17 時 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く） ）

問い合わせフォーム：<https://www.kanagawa-jisso-center.sky-inet.ne.jp/contact/>